

○財務省告示第二百十号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年八月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第二十六項の規定による求めをした者（以下「申請者」と

いう。）の名称及び住所

(一) 名称 カリ電解工業会

(二) 住所 東京都中央区新川一丁目四番一号

二 法第八条第二十七項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 水酸化カリウム

(二) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム（H.S.）の品目表第二八一五・二〇号に分類される。

(三) 特徴 水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、化学肥料の原料、アル

カリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、合成樹脂重合反応剤、コンクリート混和剤原料、液体石鹼や洗剤の原料等として用いられる。

〔三〕 調査に係る貨物の供給者及び供給国

〔一〕 供給者（不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面に記載されている者）

イ UNID Company Ltd.

ロ UNID Jiangsu Chemical Co., Ltd.

ハ Jiangsu OCI Chemical Ltd. (江苏奥赛罗化工有限公司)

〔二〕 Tangshan Sanfu Silicon Industry Co., Ltd. (唐山三孚硅业股份有限公司)

ホ JZEG Xingtai Mining Group Co., Ltd.,

ク Chengdu Huarong Chemical Company Ltd. (成都华融化工有限公司)

ト Inner Mongolia Rida Taifeng Chemical Co., Ltd. (内蒙古瑞达泰丰化工有限责任公司)

チ Jiangxi Zhangfeng Chemical Co., Ltd.

リ Ningxia Baolande Chemical Co., Ltd.

ヌ Qinghai Salt Lake Industry Co., Ltd. (青海省盐业股份有限公司)

〔一〕 供給国 大韓民国（以下「韓国」）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」）

四 調査を開始する年月日 令和二年八月三十一日

五 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された指定貨物（水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第百九十六号）第一条第一項第一号に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸入が指定された期間（同項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、平成二十七年一月一日から令和元年十二月三十一日まで）

(二) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成二十七年一月一日から令和元年十二月三十一日まで

六 調査の対象となる事項の概要

(一) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 指定貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

口 指定貨物の本邦向け輸出価格

ハ その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に關し参考となるべき事項

(二) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 不当廉売された指定貨物の輸入量

ロ 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

ニ その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に關し参考となるべき事項

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

申請者は、本邦において指定貨物と同種の貨物を生産している生産者四社が加盟する業界団体であり、平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める当該四社の生産高の割合は百パーセントである。

(二) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

関する事項

イ 正常価格について、韓国を原産地とする指定貨物については韓国における指定貨物と同種の貨物の国内販売価格、中国を原産地とする指定貨物については中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における指定貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。

ロ 本邦向け輸出価格について、韓国を原産地とする指定貨物については、本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定し、中国を原産地とする指定貨物については、調査対象期間において中国から本邦に対する輸出実績はなかったことから、中国から第三国に対する輸出価格を採用した。

ハ イ及びロによると、韓国を原産地とする指定貨物の本邦向け価格は正常価格を下回つており、平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの不当廉売差額率（指定貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額を本邦向け輸出価格で除したもの）を算出すると、六十六・六三パーセントとなる。また、中国を原産地とする指定貨物と同種の貨物の第三国に対する輸出価格は正常価格を下回っている。

二 韓国及び中国の供給者は余剰生産能力を有しており、当該供給国内及び海外においてその追加的な供給を吸収できる市場は存在しない。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は

再発するおそれがある。

(三) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 不当廉売された指定貨物の輸入に対する不当廉売関税の課税後も、本邦産業は当該貨物の価格を引き合いに出され、製造原価の上昇分を販売価格に転嫁できず、価格の押し下げ又は価格上昇の妨げを受けている。その結果、本邦産業は営業利益が平成二十九年以降下降を続けていた等、不当廉売された指定貨物の輸入により生じていた実質的な損害から回復していない。

ロ 韓国及び中国の供給者は余剰生産能力を有しており、当該供給国内及び海外において追加的な供給を吸収できる市場は存在しないことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれがある。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実が継続し、又は再発するおそれがある。

八 令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれ

ぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 令和二年十一月三十日

(二) 証拠等の閲覧についての期限 令第十六条各項に規定する告示の日

(三) 対質の申出についての期限 令和三年一月四日

(四) 意見の表明についての期限 令和三年一月四日

(五) 情報の提供についての期限 令和三年一月四日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九 その他参考となるべき事項

(一) 本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする指定貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれているものとする。

イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該指定貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)

証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先
東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室
その他

イ 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ 本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠

の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係

者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかつた者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。